

ごみ置き場用地の寄附採納に係る事務処理漏れについて

1 ごみ置き場用地の寄附採納について

ごみ置き場用地は、町会等の地域住民のご協力等により確保され、ごみ置き場を設置し管理運営されてきているが、その多くの場所が道路上等に設置されており交通安全や景観等の観点からの課題となっている。

このことから、新たに住宅地が開発される場合は、ごみ置き場用地の公益上の必要性から、開発事業者のご協力を得た用地については、平成10年2月より寄付採納に係る事務処理手順を取り決め実施している。

2 寄附採納の事務処理漏れについて

判明日：令和6年10月8日、申請者からの問合せによる

所在：青森市造道3丁目（ごみ置き場用地1箇所）9.28㎡

申請日：令和4年12月14日

3 寄附採納の事務処理漏れの原因

清掃管理課担当者が、当該寄附申請書を收受せず、その処理を失念したものの。

4 今後の対応

寄附採納予定地の登記移転後に、寄附採納の事務処理漏れにより生じた、寄附申請者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図るため、当該ごみ置き場用地に係る固定資産税相当額（3,200円）及び遅延損害金相当額（121円）の合計3,321円を補填金として支払う。

5 再発防止策について

- ごみ置き場用地の寄附に関する申請・協議については、ごみ置き場用地の設置協議担当職員と寄附採納担当職員の複数職員による受付を行う。
- 開発行為に伴うごみ置き場用地の寄附申請について、所有権の移転登記完了まで関係課と連携し確認する。

6 スケジュール

令和7年1月 補填金支払の処理